

契約約款の改正について

1. 改正の要旨

公共工事標準請負契約約款に定める遅延利息（前払金の返還・履行遅滞損害金等）の率は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の第8条による財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を採用することとしており、現在の率は3.7%（平成20年3月7日財務省告示第66号）となっているため、公社契約約款に定める率の3.4%を3.7%に改正する。

2. 改正する契約約款

広島高速道路公社建設工事請負契約約款
広島高速道路公社建設工事請負契約約款（受託工事用）
広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款
広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）
広島高速道路公社現場技術業務委託契約約款
広島高速道路公社委託契約約款（管理業務）
広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）長期継続契約用
広島高速道路公社委託契約約款（管理業務）長期継続契約用

3. 実施時期

平成20年7月23日以降、公告（指名・特命）する案件から適用する。